

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十六号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等執行規程（平成七年埼玉県選管告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四号様式その二の備考二中「第六項」を「第八項」に改める。

第二十四号様式その四を次のように改める。

平成 年 月 日 執行 参議院比例代表選出議員選挙

参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名掲示

何市(区町村) 選挙管理委員会

(ふりがな) 参議院名簿 登載者の氏名			(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称
3	2	1	(順位)(氏名) 優先的に当選人と なるべき候補者	
3	2	1	(順位)(氏名) 優先的に当選人と なるべき候補者	
3	2	1	(順位)(氏名) 優先的に当選人と なるべき候補者	
//////////				
//////////				

備考

- 一 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙において、投票所又は共通投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所、期日前投票所又は不在者投票管理者のうち令第百二十五条の四で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に掲示する場合の様式である。
- 二 参議院名簿届出政党等の名称の掲示は、法第百七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 三 参議院名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者を除く。)の氏名の掲載の順序は、同条第四項の規定により、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。
- 四 優先的に当選人となるべき候補者がいる場合には、その他の参議院名簿登載者の氏名に続いて、その順位及び氏名の掲載を行うものとする。
- 五 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場合においては、ふりがなを付すこと。なお、使用する文字の大きさは、全ての参議院名簿届出政党等について及び全ての参議院名簿登載者についてそれぞれ同一とすること。また、参議院名簿届出政党等の名称と略称についても同一の大きさの文字を使用することが望ましいこと。
- 六 各参議院名簿届出政党等の枠の縦幅は、全て同一とすること。
- 七 各参議院名簿登載者の氏名の間隔は、全て同一とすること。
- 八 略称のない参議院名簿届出政党等については、略称の欄は空欄とすること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。